

令和7年8月大雨営農再開支援事業 (国事業名：令和7年8月6日から的大雨対応産地緊急支援事業)

令和7年8月大雨により、生産量日本一のトマト、いぐさを中心に県内の広範囲で浸水等甚大な被害が生じていることから、被災農業者の速やかな営農再開に必要な生産資材の調達等を支援します。

1. 助成対象者

被災農業者 ※ ほ場等が大雨により被災した旨の証明を市町村長から受ける必要があります。

2. 支援内容

早期営農再開に必要な以下の取組を支援します。

支援内容		補助率
資材の調達等支援	令和7年度中の早期営農再開に必要な生産資材(種子・苗等の消費財に限る。)の購入経費、作業委託費、農業機械等のレンタル経費	1/2以内
追加施肥・防除	被災からの生育回復等に向けて追加的に必要となる薬剤及び肥料の購入並びに土壌診断に必要な掛かり増し経費	
作物残さの撤去	被災に伴い新たに必要となった作物残さの撤去により、早期作付又は作物転換に向け、栽培環境を整備するために必要な掛かり増し経費(保管中に浸水被害を受けた農作物残さを含む。)	定額 (作物残さ:1,500円/10a以内、 保管中の農作物残さ:5,500円/人日以内)

□ 県事業 (8月専決)

□ 国事業

大雨により被害を受けた日以降の取組であれば、本事業の計画承認等の手続前の取組でも対象となります。

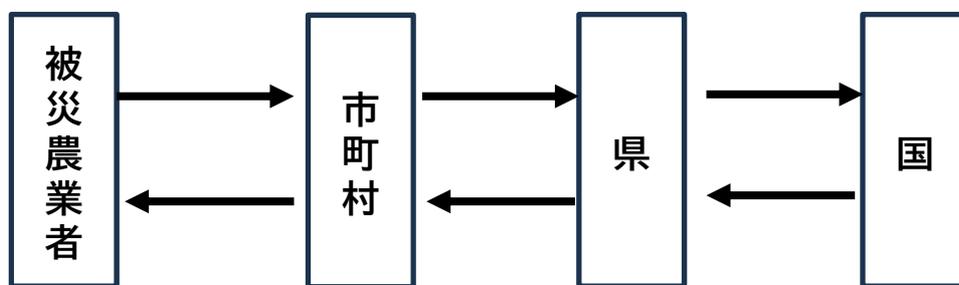


浸水により定植不可となった苗の再調達

3. 成果目標

- 1 資材の調達等支援
被災した農地等における令和7年度中の営農再開
- 2 追加施肥・防除、作物残さの撤去
被災した農地等において令和7年度中の営農再開のために適切な環境が確保されること

4. 申請経路



5. その他

事業の申請にあたっては被災したことが分かる写真や、資材調達を行ったことが証明できる証票書類（納品書や領収書）、作業日誌などが必要となりますので、保管をお願いします。その他事業の詳細については最寄りの市町村へご相談ください。

問い合わせ先

本事業による支援は、市町村を通じて行いますので、お住まいの市町村農政担当部局へお問い合わせください。

玉名市役所農業政策課 TEL 0968-75-1126

熊本県農林水産部生産経営局農産園芸課 TEL 096-333-2392